

〇〇町第一町内会自主防災会規約

(名称)

第1条 本会は、**〇〇町第一町内会**自主防災会（以下「本会」という。）と称し、本部を**〇〇町第一町内会区長事務所**に置く。

(目的)

第2条 本会は、住民の相互協力の理念に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及、意識の高揚に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難導等応急活動に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会は、**〇〇町第一町内会**の地域内にある全世帯（事務所、事業所を含む。）をもって構成する。

(会員の責務)

第5条 会員は、本会の目的を達成するために、役員の指揮指導に従って積極的に本会に参加し、かつ行動するものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 **1** 人
- (2) 副会長 **2** 人
- (3) 会計 **1** 人
- (4) 監事 **2** 人

会長以外の人数は、各町内会の実情に応じて定めます。

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、**〇**年とする。ただし、再任を妨げない。

各町内会の実情に合わせた年数とします。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、本部において最高指揮に当たる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計をつかさどる。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計をもって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること
- (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成〇〇年 〇月〇〇日から施行する。

原則、各町内会の総会で決めた日を記入します。